

連合神奈川「2022年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

【経済・産業政策】

1. 地域活性化と持続可能な地域経済の発展、そして非常時における雇用の維持をめざし、特に中小企業における「事業継続計画（BCP）」の策定支援や、今後も必要となる感染症対策等を含めた事業継続計画改定に向けて、技術的支援などをすすめること。

また、非常時に広範囲での対応が必要とされる避難計画策定にあたっては、各自治体の施設を含んだ地域資源の活用ができるよう支援と連携をすすめること。

【中小企業政策、補強】

(回答) 暮らし安全防災局、産業労働局

県では、BCPの策定を検討している中小企業向けに、無償で中小企業診断士等の専門家を派遣し、コロナ感染症拡大や自然災害等、中小企業が抱える普遍的な課題だけではなく、各企業がそれぞれに抱える課題を示唆するなど、より具体性のあるBCPの策定に資するための支援を行っています。

また、中小企業におけるBCP策定促進に向けての実践的なセミナーを開催しています。

市町村と連携して地域の事業継続力強化支援計画を策定する商工会・商工会議所や、公益財団法人神奈川産業振興センター、県と協定を締結している保険会社等と連携して、引き続き県内中小企業のBCP策定を促進してまいります。

さらに、県では、地域資源の活用を促進するため、企業等が従業員の安全を確保するために講じている帰宅困難者対策を公表する帰宅困難者対策取組企業公表制度を実施しています。企業等が公表制度に登録することで、帰宅困難者対策の取組に対する社会的機運の醸成を図り、帰宅困難者発生の抑制を促進しています。商工会連合会や商工会議所連合会等に周知を依頼し、登録数を増やすことに努めることで、地域資源の活用と地域との連携を促進してまいります。

2. I o T、ビックデータ、A I 等を活用したデジタル化の進展は、コロナ禍で顕在化した経済・社会・産業構造における課題解決のため、さらに加速していくと考えられることから、県内産業におけるデジタル化の実態把握をすすめ、今後必要とされるI T人材の育成強化、中小企業におけるD X（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向け、研究開発など各種支援を推進させること。

【D X等の産業政策、新規】

(回答) 産業労働局

県では、産業技術短期大学校等において、ロボットやA I 等に関する技術を身に付けるための在職者向けの講座や、I o Tに関する技術を習得する求職者向けの職業訓練を実施しており、引き続き産業界のニーズを踏まえたデジタル人材の育成に取り組んでまいります。

また、中小企業におけるD Xの実現に向けた支援の一環として、令和3年度から新たに、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトに対する支援を実施しています。令和4年度については、令和3年度の実施状況を踏まえ、今後検討し

てまいります。

3. 県内の企業等による、カーボンニュートラル（温室効果ガス排出・吸収量の差し引きゼロ）をめざすため、今後必要とされる蓄電池開発や量産技術の確立など、産官学関係機関が一体となり、人材育成や設備投資への支援をすすめること。

【環境等の産業政策、新規】

（回答）環境農政局、産業労働局

県は、国に対して、二酸化炭素の回収・再利用・貯留など、新たな技術開発の早期実現に向け、企業への支援等を求めているほか、国、企業、大学等で構成されるイノベーションに関する協議会に参加し、情報の収集、共有、提供を行うなど、産官学連携の取組を行っています。

県としては、2050年脱炭素社会の実現に向けて、こうした取組を引き続き進めるとともに、企業や研究機関における新たな技術開発について、実証フィールドの提供など必要な支援を行い、その成果の普及に取り組んでまいります。

また、県立産業技術総合研究所（KISTEC）において、大学や支援機関と連携し、安全な高密度蓄電池の研究開発と実用化を目指した取組を進めており、令和4年度も継続して実施してまいります。

さらには、カーボンニュートラルを目指す取組を行う企業のうち、市場の創出や拡大が見込まれる成長産業等に当たる企業が、県内への新たな立地、あるいは県内での土地や建物の新たな取得を伴う再投資を行う場合には、本県の企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」により支援してまいります。

【雇用・労働政策】

1. 妊娠・出産や育児をしながらすべての県民が就業を継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底をはかること。特に、県内企業における長時間労働の削減とあわせ、仕事と家庭の両立支援制度等、施策の充実をはかること。

また今後の課題とされる、育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」世代を対象に、育児や介護に関する支援制度・施設利用の周知など、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みを推進すること。

【各種の雇用支援政策、補強】

(回答) 福祉子どもみらい局、産業労働局

県では、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、働き方改革関連法など労働関係法規の遵守に関して、県で作成した広報誌やホームページに解説を掲載するとともに、かながわ労働センターが実施している事業所訪問や労働相談により、企業や労働者に助言等を行い、普及啓発に努めています。

また、テレワークは、仕事と家庭の両立を図る上でも有効な方法の一つですが、県では、中小企業に対してテレワークに必要な通信機器等の購入や運用のための経費を補助するとともに、テレワークの導入を希望する企業へITや労務管理の専門家をアドバイザーとして派遣して、コンサルティング等を行うことにより、引き続き、誰もがいきいきと働くことができる社会の実現を目指し、多様で柔軟な働き方の推進を支援してまいります。

さらに、県では、神奈川県子ども・子育て支援推進条例第16条に基づき、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を「子育て応援団」として認証し、その取組を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備を図っています。

なお、育児・介護に関する支援制度・施設利用の周知については、県が開設するWebサイトを通じて情報発信しています。

2. 雇用、福祉、教育の各行政機関が連携し、障がい者雇用の促進と、安心して働き続けることのできる就労環境を構築するため、ハローワークを核とした地域ネットワークの充実と、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を推進すること。

また、障がい者雇用が進まない中小企業に対して、各種情報提供をはじめとする支援策について、県障害者雇用促進センターが中心となり推進すること。

【障がい者雇用政策、継続】

(回答) 福祉子どもみらい局、産業労働局

国(神奈川県労働局)では、ハローワークが中心となり、地域の行政機関などと連携し、障がい者の雇用経験やノウハウが不足している企業等に対して、雇用の準備段階から職場定着まで一貫した支援を行う「企業向けチーム支援」を実施しています。県としても国とのさらなる連携強化を図ってまいります。

また、県障害者雇用促進センターでは、障がい者雇用が進んでいない中小企業等を支援するため、出前講座や障がい者就労支援機関の見学、社会保険労務士の相談など、個々の企業の取組段階に応じた、きめ細かい伴走型支援を実施しています。

併せて、障がい者雇用の取組が進んでいない中小企業が精神障がい者の雇用に取り組み、

職場定着のためのサポート体制を整えることを促すため、精神障がい者を雇用して1年以内の中小企業が、雇用した障がいの業務指導を行い、職場での相談に対応する職場指導員を設置する場合に補助する事業を実施しています。

さらに、障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいの就労支援の一環として、企業からの相談や雇用後の助言等を行っています。

さらなる障がいの雇用促進、職場定着にあたっては、雇用、福祉、教育の各行政機関や就労支援機関等の連携が非常に重要であると考えており、引き続き、関係機関の連携を深めながら、支援に取り組んでまいります。

3. 自動車運転業務従事者における、ワーク・ライフ・バランスおよび安全輸送の観点から、引き続き「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会」など関係する機関・団体が連携して施策を推進すること。

特に長時間労働の改善に向け、荷主等の取引先と運送事業者の双方が労働時間短縮に向けて、協力して取り組むことができる環境を構築すること。

【自動車運転業務従事者を中心とした政策、継続】

(回答) 産業労働局

県は、取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するために設置された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」に参加しています。

当協議会において、各地方協議会のパイロット事業の検証結果を基に策定された長時間労働改善ガイドラインの普及啓発等を目的とした「労働時間改善モデル事業」に取り組んでまいります。

4. 教育現場の労働環境改善のため、策定された「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に基づき、教員の働き方改革を引き続き推進すること。

特に、教員の多忙化解消に向け、重要となる「在校等時間」の客観的把握をすすめ、教育施策の見直しや学校の裁量による業務削減の推進と、各種支援員の増員をはかること。

【教員の働き方に関する政策、継続】

(回答) 教育局

教員の働き方改革の推進について、県教育委員会では、令和元年10月に策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」において、時間外在校等時間の縮減、年次休暇取得の目標日数及び学校閉庁日の設定、部活動の休養日の日数を定めた「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」の遵守の三つを目標として掲げ、個別業務の役割分担とその適正化や、年次休暇の取得促進などに取り組んでいます。

令和2年11月に県立学校において導入した勤務時間管理システムにより、教員の在校等時間を客観的に把握するとともに、今後も引き続き、本指針に基づき、教員の働き方改革を着実に推進してまいります。

各種支援員の増員について、県教育委員会では、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業に伴う未指導分の補習、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や感染症予防策等を教員と共に実施するため、退職教職員や、教員免許を保有しない教員志望の大学生や地域人材を学習指導員として任用し、政令市を除く市町村立

小・中・特別支援学校に配置してきました。こうした活動において、教員を支援することにより、教員の多忙化解消にも資するものと考えています。今後も、県単独での配置は困難であることから、国に対して学習指導員の配置に係る財政措置を講じるよう要望を引き続き実施してまいります。

また、スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和3年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることとしました。引き続き、スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続するよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて、国に要望してまいります。

【福祉・社会保障政策】

1. 新型コロナウイルス感染症対策の検証と、ウィズコロナ・アフターコロナの社会を意識し、「地域医療構想」の再検討をするとともに、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制強化をはかること。

【新型コロナ関係、医療政策、補強】

(回答) 健康医療局

新型コロナウイルス感染症対策について、今後、ウィズコロナ・アフターコロナの社会も見据えながら、適切な時期に成果や課題を検証するとともに、国の動向や地域の意見を踏まえ、関連計画との整合性にも留意しつつ、必要に応じて体制強化を含めた見直しを検討してまいります。

2. 感染症拡大による介護サービスの受入れ停止の影響で、認知症への移行や持病の悪化などが懸念されること、また高齢者への感染リスクや、クラスターの発生・感染時の重篤化など、介護サービスの維持が困難になることから、これまでの感染症対策について検証をすすめ、介護サービスが維持できる体制・設備強化など、支援の充実をはかること。

【新型コロナ関係、医療介護政策、新規】

(回答) 福祉子どもみらい局、健康医療局

高齢者への感染対策やクラスター対策として、県では高齢者施設の従事者を対象としたPCR検査事業を定期的に実施しており、感染者の早期発見と感染拡大防止に取り組んでいます。引き続き感染拡大防止と感染対策の検証を進めてまいります。

また、介護サービス提供体制確保事業として、新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した介護サービス事業所等における、サービス提供に必要な介護人材の確保や、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができる職場環境の復旧・改善に対して補助を行うほか、今後の介護施設の感染症対応力強化のため、ゾーニング環境等を整備するための経費の支援を行うなど、引き続き支援に取り組んでまいります。

3. 安心して生活することができる社会をめざし、将来に向けた持続可能な医療・高齢者福祉・子育て支援制度を構築するため、医療・介護・保育人材の確保にあたっては、労働条件や職場環境の改善、離職防止と復職支援、資格取得とキャリアアップへの支援など、引き続き働き甲斐をもち、働き続けることのできる魅力ある職場をめざした各種施策の拡充をはかること。

【福祉人材政策、継続】

(回答) 福祉子どもみらい局、健康医療局

県では、平成27年1月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行い、労働条件や職場環境の改善等に取り組んでいます。

看護職員の確保対策については、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も、引き続き「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に取り組んでまいります。

福祉・介護人材の養成・確保については、団塊世代のすべてが75歳以上となる2025年

に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の三つを大きな柱として、関係機関と連携して取組を進めています。

また、介護サービス事業者が、その従事者を資格取得のための研修に参加させるために負担する費用及び研修期間中の代替要員を雇用する場合の一部を補助し、事業者自らが職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組むことを支援しています。

さらに、働き続けることのできる魅力ある職場づくりを支援するため、経営者層に向けたマネジメントセミナーを開催するとともに、社会保険労務士や税理士等の経営アドバイザーを事業所に派遣することにより、個々の職場環境に応じた具体的な解決を図る取組を進めています。

今後も、介護サービス事業者、福祉・介護関係団体、行政機関等の状況を伺いながら、福祉・介護人材の確保・育成及び定着に関する事業の検討を行ってまいります。

待機児童を解消するため、保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善は重要です。県では、これまで、保育士の処遇改善は、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものであると考え、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、令和3年度までの9年間で約14%の賃金引上げが実現しました。

平成29年度から一定の経験を積んだ保育士等に対する新たな処遇改善の仕組みが創設され、県ではその前提となる保育士等向けのキャリアアップ研修を実施しています。多くの保育士等がこの研修を受講し、キャリアアップが可能となるよう着実に実施してまいります。

4. 引き続き社会全体で子育てを支える仕組みを構築するため、関連施設の増強や、必要な方が利用しやすい施策の充実をはかること。

また、子どもの命と健康を守るため、子ども・子育て支援新制度の更なる充実をはかり、子育て世帯への負担軽減となる施策を推進すること。

【子ども子育て政策、補強】

(回答) 福祉子どもみらい局

社会全体で子育てを支える仕組みを構築するための関連施設の増強について、県では、これまで市町村と連携した保育所等の整備により、待機児童数がピークを迎えた平成22年度以降、令和3年4月1日までに80,030人の定員拡大を図ってきました。しかしながら、認可保育所に対する潜在的ニーズは依然として根強いものがあるため、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備や保育士の確保に向けた取組を進めるなど、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

5. 昨今社会問題となっている貧困問題の対応の一つとして、未利用の食料品を地域資源として有効活用するため、地域で運営されている「フードバンク」「フードドライブ」「子ども食堂」さらには「生理の貧困」など、地域におけるネットワークの拡大や活動普及に向けた支援の充実をはかること。

【貧困に対する政策、新規】

(回答) 福祉子どもみらい局

県では、コロナ禍で一層深刻化する社会課題の解決に向けた取組の一つとして、家庭などで活用されていない食品を持ち寄り、フードバンクを通じて食の支援が必要な方に届ける「フードドライブ」活動を令和3年9月に県庁内で実施しました。今回の実施結果や課題等を検証した上で、フードドライブ活動の実施について関係課で連携しながら広く呼びかけてまいります。

このほか、「子ども食堂」をはじめとする地域の子どもの中心とした居場所の紹介や、活用できる助成金・セミナーなどのサポート情報をまとめたポータルサイト「かながわスマイルテーブル」の運営、子ども食堂を始めたい方に向けた子ども食堂開設の手引き作成等を行っており、子どもの居場所の活動を後押ししています。

また、県では、令和3年8月から、コロナ禍で不安や生活上の課題を抱える女性のための相談事業を立ち上げており、相談窓口を委託した団体や当該団体と連携したフードバンク等の団体を通じて生理用品の配布を行っています。

なお、「生理の貧困」については、課題が認識されて間もないことから、十分な調査がなされておらず、まだ問題の実態や背景が見えていない部分があるため、生理の貧困に悩む女性たちの声を聴くためのアンケートを実施しています。

【社会インフラ政策】

1. 大規模災害発生時における、被災状況の収集や情報発信に必要な通信手段の確保、情報提供のあり方など、地域に確実に伝わる取り組みを強化すること。また、AIを活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、広域的な安否確認や避難誘導の迅速化で大規模災害発生時の被害低減をめざすこと。

【自然災害政策、継続】

(回答) ぐらし安全防災局

県では、大規模災害発生時に国、市町村及び関係機関との確実な情報受伝達を行うため「神奈川県防災行政通信網」を運用しています。被災状況などは「県災害情報管理システム」を活用して市町村等から情報を収集し、県ホームページのトップに常設する「災害情報ポータル」では市町村毎の気象情報や避難所開設情報などの最新情報を発信しています。

また、AI等の先端技術を防災対策にも活用することが重要であるとの認識のもと、国では、災害の事前予測や、情報分析などのシステム開発を進めています。県でも、SNSによる情報の自動解析技術を災害対応に活用するなどしているほか、国に対し、AIを活用した取組の強化や、システムの一元化について、要望しています。今後も、防災分野へのAI技術の積極的な導入に取り組むとともに、国に対する必要な働きかけを行ってまいります。

2. 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、すべての生活者に必要な交通の維持・確保に対する各種支援施策の充実と体制強化をはかること。

【交通政策、継続】

(回答) 県土整備局

県では、生活交通確保対策協議会において、生活交通として確保・維持すると協議が調った路線を神奈川県生活交通確保維持費補助金の対象としており、国と協調した支援を行っているところです。今後も引き続き生活交通の確保・維持に努めてまいります。

3. かながわ交通計画など都市づくりに係る計画の策定・実施にあたっては、平常時・非常時と、重要なライフラインを担う物流の社会的役割と重要性を踏まえた施策が重要である。

特に都市部のインフラ整備については、物流の効率化のため共同配送拠点や、荷捌き駐車場の整備など、地域の物流事業者や住民など関係箇所と連携した施策の推進をはかること。

【交通政策、新規】

(回答) 県土整備局

本県の交通施策の基本的な方向性を示した「かながわ交通計画」には、円滑な交通環境実現の観点から、荷捌き駐車場の整備など、道路機能の改善に係る施策を位置付けており、これに基づき道路管理者等の取組を促進してまいります。

4. 「なくそう！望まない受動喫煙」を実現するため、ルールに沿った取り組みが進むよう、関係各所へ周知し、指導・助言の強化と必要な支援をはかること。

また、改正健康増進法において、配慮義務が必要とされる路上等の施設外での受動喫煙防止対策について、引き続き安全で健康的な環境を確保するために各種施策を推進すること。

【受動喫煙防止に関する政策、継続】

(回答) 健康医療局

望まない受動喫煙を防ぐため、引き続き関係各所へ制度の周知を図るとともに、健康増進法や神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例を遵守するよう、法を所管する政令市、保健所設置市と連携し、指導・助言をしてまいります。

また、路上等の施設外での喫煙対策については、県内一部市町が地域の実情に応じて、環境美化や歩行者の安全確保などの観点から路上喫煙を規制する条例を設け取組を進めるとともに、各市町村に応じた屋外の喫煙施設の整備を進めています。

県としても、望まない受動喫煙の防止が図られるよう、引き続き市町村と協力して、普及啓発を推進してまいります。

【環境・エネルギー政策】

1. 国における 2050 年カーボンニュートラルの宣言によって、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正がすすめられている。そこで地方自治体における環境に関する計画の見直しにあたっては、行政と民間企業等との連携をすすめ、環境技術開発への支援を拡充すること。

また、県内自治体や企業において、実施・計画されている地球温暖化対策に有効な取り組みについて、各種支援と県内外へ展開するための情報発信をすすめること。

【環境政策、新規】

(回答) 環境農政局

神奈川県地球温暖化対策計画の見直しにあたっては、企業や研究機関における新たな技術開発の成果の普及など、県が取り組むべき施策を検討してまいります。

また、県内自治体や企業等と連携・協力を進め、効果的な支援策の検討や優良事例の情報発信に努めてまいります。

2. 県民および事業者の地球温暖化などに関する環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動をすすめること。

また、オフィスなど事業所における省エネルギー対策の支援や、家庭で省エネ性能に優れた家電製品への買替促進・住まいの省エネ改修への補助制度の充実をはかること。

【省エネ政策、継続】

(回答) 環境農政局、産業労働局

県では、県民に対して、地球温暖化に関する意識を高め、ライフスタイルの転換を促すきっかけとするため、個人や団体が自らの取組を宣言し、実践する「マイエコ 10 (てん) 宣言」を推進するとともに、省エネ性能に優れた家電製品への買替促進や「省エネ DIY」の普及啓発、地球温暖化防止活動推進員等と連携した省エネに関するアドバイス、再生可能エネルギー電力のグループ購入の促進等を実施することで広報・啓発活動を進めています。

事業者に対しては、横浜市及び川崎市と共同で「事業活動省エネルギー対策セミナー」を開催し、脱炭素社会の実現に向けた国内外の最新の動向、省エネに関する優れた取組、各種支援制度等を紹介しているほか、中小規模事業者等を対象とした「省エネルギー診断(無料)」を実施し、現場の状況に即した効果の高い省エネ対策の提案等を行っています。

また、住まいの省エネ改修への補助制度の充実については、既存住宅の省エネ改修工事に対する補助に関して、令和 3 年度も厳しい財政状況が続く中、令和 2 年度の補助上限額及び予定件数を維持しています。

今後も引き続きこうした取組を推進していくとともに、家庭における省エネ性能に優れた家電製品への買替促進・住まいの省エネ改修への補助制度の充実については、今後検討してまいります。

3. 食品ロスの削減と食品リサイクルの推進に向けて、県民・市民及び事業者に対して、改めて廃棄物の発生抑制および各種リサイクル制度の周知と「食品の取引慣行の見直し」議論を踏まえた啓発に取り組むこと。

【食料品を中心とした政策、継続】

(回答) 環境農政局

食品ロスの削減及び食品リサイクルの推進に向けた廃棄物の発生抑制及び各種リサイクル制度に関する周知については、新型コロナウイルス感染症による制約はありますが、廃棄物の発生抑制などに関する事業者向けの説明会や 10 月の食品ロス削減推進月間における県のたよりへの広報掲載、「かながわりサイクル情報」等のホームページでの発信を通じ、普及啓発に取り組んでまいります。

また、食品関連事業者が食品ロス削減のため取り組んでいる、納品期限等を定めた「3分の1ルール」等の商習慣の見直しなどの取組についても、県ホームページを活用して、啓発に取り組んでまいります。

食品ロスの削減に寄与するフードバンク活動については、県内全域で活発に行われるよう、市町村や関係団体と連携しながら、フードドライブの推進や、食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチング等を促進するための取組を行ってまいります。

【教育・人権・平和政策】

1. 教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的措置を更に推進すること。

また、今後進められる少人数学級の実現に向けて、加配定数からの振り替えではなく教職員定数の実質的な増となるよう教員の確保、学校施設整備などを計画的に推進し、誰一人取り残すことなく、すべての可能性を引き出す教育を実現すること。

【教育政策、補強】

(回答) 教育局

人的措置について、スクールカウンセラーについては、県立学校においては、令和3年度は前年度より4人増員して92名を配置しています。また、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれない中、心のケアを必要とする生徒の増加が考えられるため、相談件数の増加を見込み、スクールカウンセラーの年間勤務日数を増加して、生徒のニーズに対応しています。

スクールソーシャルワーカーについては、県立学校においては、平成27年度から配置を始め、令和3年度も拠点校に30名を配置しています。また、拠点校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーでは対応が困難なケースや緊急を要するケースには、県教育委員会に配置しているスーパーバイザーが対応し、生徒が安心して学び、学校生活を送ることができるよう、生徒支援に必要な環境を整備しています。

また、県教育委員会では、政令市を除くすべての公立小・中学校に対応するため、すべての公立中学校にスクールカウンセラーを配置しており、政令市・中核市を除く29市町村教育委員会や市町村立小・中学校に対応するため、令和3年度は前年度から2人増員となる48人のスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、小・中学校における相談・支援体制の充実を図っています。

さらに、スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和3年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることとしました。引き続き、スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続するよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて、国に要望してまいります。

教員の確保について、少人数学級の拡充に当たって、少人数指導等に係る加配定数の維持に努めるよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望しています。

また、県教育委員会としても、少人数学級の拡充により、指導方法の工夫改善のための教育環境が後退することのないよう、加配定数の維持について国に要望しています。

学校施設整備について、少人数学級を実施するためには、学校施設の増改築等が必要な学校が生じる見込みです。市町村立学校の校舎の増改築費用について、増築の場合は原則2分の1、改築の場合は原則3分の1が国庫補助の対象となっている一方、設置者である市町村にも多額の経費負担が見込まれます。

このため、国に対して、学校施設の規模改修等に要する経費については、補助率及び補助単価を引き上げるとともに、これに係る必要な財源措置を行うよう、要望を行っていま

す。

2. 外国にルーツを持つ県民と児童・生徒の教育の権利と機会を確保するため、就学に関する情報をより多くの言語（多言語）、および、いわゆる「やさしい日本語」で保護者へ伝えること。あわせて日本語教育および母語・母文化教育の支援をするため、通訳等の充実、地域で活動するNPO等との協働に取り組むこと。

【人権に関する政策、補強】

(回答) 国際文化観光局、教育局

公立小・中学校に係る就学に関する情報については、市町村教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、外国籍の子どもを支援する団体が作成した多言語版のガイドブックを紹介し、ガイドブックを活用した保護者への就学支援などの好事例を情報提供してまいります。

通訳等の充実については、公立小・中学校では、各市町村教育委員会が必要に応じて通訳や日本語指導協力者等の派遣を行っていますが、県教育委員会としては、希望する市町村教育委員会に対して、国の補助事業を活用し事業費補助を行っています。また、児童・生徒及びその保護者への母語支援の一環として、多言語翻訳ICT機器及び翻訳ソフトウェア等、ICTの活用について、市町村教育委員会に対し情報提供等を行っています。

NPO等との協働については、県内で活動するNPO法人と協働事業を実施したり、関係機関連絡会を開催したりして、学校内外での支援や相談体制の構築に努めています。

県立高等学校及び県立中等教育学校においては、生徒の指導上保護者等との意思の疎通を図るために通訳を必要とする場合、その派遣に係る費用を措置し、外国籍生徒等が円滑な高校生活を送れるよう支援することを目的とした通訳支援事業を行っています。外国籍生徒等への日本語教育等の支援についてもNPO等と協働して取り組んでいます。

今後も、多文化共生社会の実現に向けて、効果的な取組を推進してまいります。

また、県では、外国籍県民相談事業の中で、教育相談を実施しており、外国籍児童・生徒の教育にかかる様々な相談に対して、多言語及び「やさしい日本語」により、必要な情報の提供や適切な助言を行っています。

さらに、「多言語支援センターかながわ」では、日本語を母語としない外国籍県民等が日常の生活で通訳が必要とする場合に一般通訳の紹介を行っており、教育機関でも学校の三者面談での通訳支援などご利用いただいています。

加えて、日本語教育の支援については、市町村や関係機関と連携し、県内各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として安心して生活し、活躍できる環境の整備を進めています。

3. ヘイトスピーチ解消法の成立から5年を迎えるが、県内外でヘイトスピーチ規制条例の制定をめぐる「日本人差別の条例」などの妄言・デマを流布し、外国人への敵意を煽るヘイト街宣やデモが行われていること、またインターネット上での被害者救済が不十分な実態を踏まえ、差別禁止と被害者救済を鮮明にした条例制定について検討すること。

また、ヘイトスピーチ解消法は禁止・罰則を規定せず理念法にとどまっていることから、当該行為に関する規程の制定など規制の強化を国に要請すること。

【人権に関する政策、継続】

(回答) 福祉子どもみらい局

県では、これまで啓発活動等において、「ヘイトスピーチ、許さない。」というメッセージを繰り返し発信してきました。

また、条例制定も含めた実効性のある取組については、先行自治体の条例を研究するほか、「かながわ人権政策推進懇話会」からの意見聴取や、有識者等へのヒアリングを実施してきました。

有識者からは、どのような行為が規制や罰則の対象となるのか、慎重な検討を重ねる必要があるなどの意見や、規制がない現行法制度の下で、条例でどのように実効性を担保していくのか、といった課題についてご指摘をいただいています。

そこで、まずは「ヘイトスピーチを許さない」という県の姿勢を示すため、令和3年度中に「かながわ人権施策推進指針」を改定し、ヘイトスピーチについても施策の方向性をしっかりと位置付けてまいります。

また、県では、令和元年度から、インターネット上で行われるヘイトスピーチの被害拡大を防ぐため、差別的書込みをモニタリングし、法務局を通じた削除依頼を実施するとともに、ヘイトスピーチでお悩みの方を対象とした弁護士による専門相談窓口を設置し、法律上の支援などを実施しています。

さらに、国に対しては、全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう、実効性のある法律への見直しや、インターネット上での拡散防止に係る法改正等について要望しています。

今後とも、ヘイトスピーチの被害を受けた方へのきめ細かな支援や、国等と連携した啓発等を継続して実施することで、不当な差別的言動を許さない社会環境づくりを推進してまいります。

4. 県内米軍基地機能の整理・縮小・返還、日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係縣市連絡協議会の構成自治体との連携をすすめ、基地周辺住民の不安解消をめざし、快適な生活を送れるよう国に要請すること。

【米軍基地に関する政策、継続】

(回答) 政策局

県は、県と基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」、米軍基地が所在する15都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還、日米地位協定の見直し、航空機騒音対策や離着陸訓練等の禁止について国に要望しています。引き続き、国に対し、関係自治体と連携して、粘り強く求めてまいります。

5. 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女平等参画に関する条例・計画の実効性を検証すること。あわせて、男女平等に関する各種施策の進捗状況を把握し、県民・市民への周知と、必要な施策の改善などについて取り組みをすすめること。

【男女共同参画推進政策、新規】

(回答) 福祉子どもみらい局

神奈川県男女共同参画推進条例については、神奈川県男女共同参画審議会での議論等を踏まえて見直しを行い、男女共同参画の推進に関する姿勢を明確にするため積極的改善措置に係る規定を定めるなど、所要の改正を行いました。引き続き、県民への周知等に努めてまいります。

神奈川県男女共同参画推進プラン（第4次）については、プランの進捗状況を年次報告書として取りまとめ、本県の取組や指標の現状の数値など、男女共同参画の推進に係る状況を県ホームページで公表し、県民の皆様に広くお知らせしています。

また、神奈川県男女共同参画審議会によるプランの進捗状況に関する評価を公表するとともに、施策にフィードバックし、プランに位置付けられた目標の達成に向けて着実に事業を遂行してまいります。

【行財政政策】

1. 各自治体は、各種詐欺被害を受けやすい高齢者や子ども、障がい者に配慮し、地方行政と地域の連携により引き続き消費者被害の未然・拡大防止につとめるとともに相談体制を強化すること。

また、消費者市民社会の実現に向け、社会的課題であるカスタマーハラスメント被害の防止に向けた倫理的な消費者行動について普及・啓発をはかること。さらに中高生等若年層に対しては、消費者被害から自らを守ることはもちろんのこと、知識や社会経験の乏しさから消費者問題に係る犯罪の加害者とならないよう、学校への出前講座などを活用した消費者教育を推進すること。

【詐欺等に関する政策、消費者政策、補強】

(回答) ぐらし安全防災局

県では、高齢者が大半を占める特殊詐欺の被害を防止するため、安全・安心まちづくりの推進母体である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」において、平成28年度から6年連続で「特殊詐欺被害防止」を年度の取組テーマとし、県民総ぐるみによる特殊詐欺を始めとする犯罪の防止のための取組を推進しています。

具体的には、関係機関・団体等と連携し、犯罪手口やその防止方法等について広報するチラシ等の発行や特殊詐欺被害防止に有効な迷惑電話防止機能を有する機器の機能等を周知する動画の放映、防犯意識の高い人材を育成するための防犯指導等の実施、県内で活動する事業者との間で、特殊詐欺等の未然防止活動等を目的とした地域安全協定を締結するなどしています。

さらに、令和3年度も、昨年度と同様に特殊詐欺の被害を防ぐ目的として、市町村に対する迷惑電話防止機能を有する機器の補助事業を行い、被害防止に努めています。

今後も、県警察、県内市町村及び関係機関・団体と連携し、県民総ぐるみで特殊詐欺の被害防止に取り組んでまいります。

次に、カスタマーハラスメントについては、県の消費生活相談窓口寄せられる相談のなかには、事業者に対する過剰な要求と思われる苦情や相談もあり、その際には消費生活相談員がお話を伺った上で、カスタマーハラスメントにつながらないように、どこまでが契約上求められる内容なのか適切に助言をしています。

また、カスタマーハラスメント被害防止に向け、ホームページやSNSを活用して、倫理的な消費者行動について普及・啓発に努めてまいります。

さらに、中高生等若年層に対する消費者教育の推進については、中高生向けの消費者教育資料の中で、インターネット利用においては加害者にもなりうる旨の注意喚起をしておりますが、それ以外の若年層に対しては、今後発行を予定している啓発資料において、従来の消費者被害未然防止の観点に加えて、加害者にはならない視点を入れてまいります。

2. 制度が導入され1年が経過した「会計年度任用職員制度」については、良質な公共サービスを維持し続けるためにも、引き続き、正職員との均等・均衡待遇や雇用継続など、雇用の安定と労働条件の適正化に努めること。また、必要な財源の確保を国に働きかけること。

【自治体臨時非常勤関係政策、継続】

(回答) 総務局

県の会計年度任用職員の勤務条件につきましては、一般職員との権衡等を考慮して措置しているところであり、法改正の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対応してまいります。また、会計年度任用職員に係る財源の確保については、全国知事会として国に要望しています。

3. 公契約は地域で働く者の適正な労働条件の確保や、その大部分を受注する中小企業と地域で暮らす住民、そして自治体などのステークホルダーに好循環を生み出す仕組みである。神奈川県は、他の公契約条例制定自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積を進め、条例制定の必要性を検証し、公契約条例の制定に向け取り組みを推進すること。

【公契約関係政策、継続】

(回答) 産業労働局、県土整備局、会計局

平成26年3月の「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、必要とする意見と、適切でないとする両方の意見がありました。

その上で、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「公契約条例制定自治体の運用状況調査」や「賃金実態調査」の継続が指摘されました。

そこで、県では、「公契約条例の制定も視野に」、この4つの課題に取り組んできました。

その中で、平成25年度から実施している「賃金実態調査」では、最低賃金未満の例はなく、さらにデータを蓄積すべく、今後も継続して調査してまいります。

併せて、既に公契約条例を施行している他県のうち、一定期間経過している県に対し、条例への評価についての調査もしています。

このように、これまで県として様々な取組や調査を積み重ねてきましたが、今後も、引き続き、提起された課題への取組を進めながら、県として公契約に関してどのように進めていくのがよいのか、検討してまいります。

4. ウィズコロナ・アフターコロナにおける、「新たな生活様式」を踏まえ、私たちの働き方も大都市中心から地方分散へと見直しが進められている。地方都市で維持することが課題とされている地域公共交通の状況からも、重要な生活の足となる自動車全般に関係する自動車関係諸税の簡素化・負担軽減と、地方における必要な財源確保に向け国や関係機関への働きかけを進めること。

【税制関係政策、新規】

(回答) 総務局

令和3年度与党税制改正大綱においては、自動車関係諸税について、自動車を取り巻く環境変化の動向や地域公共交通へのニーズの高まり等を踏まえつつ、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うこととされました。

今後の自動車関係諸税の見直しに当たっては、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう、全国知事会や関東地方知事会等を通じて、国へ要望していますが、今後も引き続き要望してまいります。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が懸念される中、地方が責任をもって、地方の実情に沿った行政サービスを十分担えるよう、必要となる財源の確保等を引き続き国に働き掛けてまいります。

特に、「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」は、今後の感染状況を踏まえ、国の予備費の活用も含め、財政力にかかわらず全ての地方自治体が必要とする額を確保すること、急激な感染拡大に機動的に活用できるよう措置することなどを、全国知事会等を通じて国へ要望しており、今後も引き続き要望してまいります。